

11/5
2024年第1506号
大阪府歯科保険医協会
和野田
大阪市浪速区幸町1-2-33
電話(06)6568-7731(代表)
http://osk-hok.org/
定価・年間10,000円 月1,000円
1977年5月23日第三種郵便物認可

衆院選 2024 結果

【定数 465議席】

与党	野党・他
215	250
選挙前 279	選挙前 186

過半数 233



衆議院総選挙の結果を受け小澤力理事長は10月31日、談話を発表した。

改めて会員の声を届ける

衆議院選挙の結果を受けて

理事長 小澤 力

衆院選の結果、政権与党は215議席と過半数を大きく割った。協会は、政府による①オンライン資格確認義務化、オンライン請求義務化、来年に

予定されている電子処方箋や、電子カルテの導入など、ゴリ押し「医療DX」に反対し、②社会保障費の長期にわたる抑制策、とりわけ、低すぎる歯科医療費の改善、③高すぎる窓口負担や、医療・介護保険料による受診抑制策の転換を求め、この選挙に臨んだ。

消費税率のアップ、金パラの逆ザヤ、コロナ禍、人件費・物価の高騰により歯科医療機関は経営に苦しんでいる。さらに診

報告とお礼

154件の歯科技工所から返信 「補綴点数が安すぎる」

政策部長 戸井 逸美

協会は8月1日〜9月30日、大阪府内に開設されている歯科技工所1123件にアンケートを届け、154件から返信があった。

アンケートの内容は、主に①年齢・開業形態・総売り上げなどの基礎データ、②新設された「歯科技工士連携加算」への評価と③今後の待遇改善策や歯科医師に望むことなどの自由意見である。

長時間、低賃金改善を求める声

自由意見欄にも7割以上が記述回答を寄せた。「全体の技術料の値上げ。これ以上考えられない」、「技工料金の改善」、「保険の補綴点数が安すぎる。物価運動もしていない」、「最低賃金引き上げに伴い、技工料金も値上げすることを理解してほしい」、「長時間労働、低賃金の改善」など窮状を訴える声があふれた。1988年5月30日付・厚生省告示第165号(いわゆる「7対3」大臣告示 ※注1)を念頭に、「7・3ルールを法的義務にしてほしい」、「7・3のルールを崩さないでほしい」などの声も相次いだ。技工士による直接請求を求める声も多数だった。

「自費専門」への流れ不安

大手と小規模ラボの格差も浮き彫りとなっている。「デジタル機器を導入する必要がある。行政、厚労省に現状を示し強く改善を求めるとともに、記者会見など世論にも訴え、国民医療を守る重要な運動として大きく広げたい。」

全国的な改善運動求められる

歯科医療費の総枠拡大のためにも、歯科技工問題はただちに実効的な対策が必要だ。行政、厚労

※注1：1988年5月30日付・厚生省告示第165号(「7対3」大臣告示)

歯科技工物の保険点数は1988年5月30日付で発出された厚労省告示により、歯科技工士の技術料(製作技術料)が7割、歯科医師の管理料(製作管理料)が3割と示されたが、発出直後の1988年6月の疑義解釈で「個々の当事者を拘束するものでない」とされ、実効性は担保されていない。

与党が総選挙で敗北して過半数を割ってしまった。岸田政権では勝てないのだからといって新しい顔に変えてすぐなら絶対に勝てると思っていたふしがある。そして国民の信任を得たとして防衛費増税などが待っていたのではないのか。政治資金問題だけでなく、米不足になっているのに備蓄米の放出を見送ったことに対する国民の怒りに気づいてなかった。食い物の恨みは昔からきついはずなんだが。賢い国民は自民党がこれから何をやるかもお見通しだったはずだ。自民党は安定多数に胡座をかき、国民のことは無視して国民の嫌がる政策を押し付けすぎたのではないのか。マイナンバーカードの問題も見直さざるを得なくなると思う。これからの協会の活動が重要だ。今どの政党も過半数を取れていない、連立して過半数というのものなかなか難しい状態だ。そうなる内閣不信任、総理による解散をせざるを得なくなる。早期にやってくる次の総選挙が正念場だ。(T)

マイナ保険証 紐づけ解除スタート

副理事長 吉田裕志

政府方針の12月保険証新規発行廃止まで1カ月を切った。医療機関が正確な情報を伝え、患者の不安にできるだけ応えらるよう、吉田裕志社保研究部副部長が窓口での対応を連載で解説する。



10月15日付で対応を特集

さて、会員の先生方には協会機関紙の10月15日付4〜5面をご覧いただきたいだろうか。「保存版」となる窓口対応12月からの資格確認」と題して特集を紹介してい

確認(あるいは④顔認証マイナ保険証)でしかない。2つの選択だ。

現行保険証の人はシンプル

マイナ保険証を持っていない人はいたってシンプルだ。現行の健康保険証の有効期限が切れる前に自動的に資格確認書が

届く。資格確認書は健康保険証と同様に取り扱われる。12月以降も慌てる必要がない。目視での確認もできるし、名前・住所・生年月日・保険組合など4情報を入力すればオンライン資格確認もできる。

マイナの人のトラブル発生時が問題

問題はマイナ保険証を持っていない人だ。24年12月2日以降健康保険証の有効期限が切れた場合は

複雑な対応はマイナのトラブルのため

トラブルの際、他に資格を確認する必要がある。協会はマイナ保険証の人にも資格確認書を送付するよう政府や行政等に申し入れ、全員に必要なという運動を広げているが、現状ではマイナ保険証の人には、原則として資格確認書は届かない。すると受診時にマイナ保険証によって正確な資格確認ができない場合が出てきた際に問題が起こってくる。システムエラーや情報の誤登録、紐づけ誤り、あるいは震災時の停電などが起こった場合だ。最悪10割負担のケースが出てくるのはこのためだ。

解除申請ができる

朗報がある。10月28日

電話対応除外日のお知らせ
協会事務所は下記期間、引越のため問い合わせが受けられません。ご迷惑をおかけします。
引越し期間(電話・FAX不達)
12月11日(水) ~ 12月13日(金)